

マージン率等の情報提供

株式会社 南九州ダイケン

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づき下記の情報を提供します。

(対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣労働者の数	52人
派遣先事業所数	1事業所
マージン率	21.4%
派遣料金の平均額	13,005 円 (1日8時間当たりの額)
派遣労働者の賃金の平均額	10,222 円 (1日8時間当たりの額)
教育関連に関する事項	入社時教育・技術研修・資格教育・リーダー育成研修
その他	マージン率には以下が含まれます。 ・ 社会保険料 (雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料) ・ 福利厚生費 (健康診断、予防接種等) ・ 一般管理費 (管理人件費、賃貸料、通信費等) ・ 現場運営費 (教育研修費、募集費、制服代等) ・ 営業利益

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

・ 労使協定を締結しているか否か	： 締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	： 全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	： 2027年3月31日